

令和5年度 通信制生徒総会資料

日時 令和5年4月30日（日） 9：20～

場所 第2体育館

次第

- (1) 開会
- (2) 生徒会長挨拶
- (3) 議長・副議長選出
- (4) 議事

第1号議案 令和4年度 通信制生徒会行事報告について

第2号議案 令和4年度 通信制生徒会会計決算報告について

第3号議案 令和5年度 通信制生徒会行事予定（案）について

第4号議案 令和5年度 通信制生徒会会計予算（案）について

第5号議案 通信制生徒会会則改正について

- (5) 役員紹介
- (6) その他
- (7) 閉会

令和5年4月30日（日）

敬愛大学八日市場高等学校通信制の課程

第1号議案

令和4年度 通信制生徒会行事報告

5月30日 (日) 生徒総会

・在籍93名中40名の参加(約4割の参加)

10月2日 (日) スポーツデイ

・在籍101名中54名の参加(約5割の参加)

10月15日～11月13日 文化発表月間

・作品展示

10月29・30日 生徒会改選

・信任投票での実施

・5名の立候補全員当選

3月4日 (土) 第9回卒業証書授与式

・30名卒業

・生徒会役員3名出席

3月19日 (日) 離任式

・見田豊茂校長 先生 退任

・大橋幸子 先生 退任

・香取里佳 先生 退任

第2号議案

令和4年度 通信制生徒会会計決算報告

(令和4.4.1~令和5.3.31)

△：減額 (単位：円)

収入の部	項目	4年度予算額	決算額	差額	備考
	前年度繰越金	842,059	842,059	0	前年度からの繰り越し
	生徒会費	327,600	362,400	34,800	@300×延べ1208名
	雑収入	20	6	△14	預金利息等
	合計	1,169,679	1,204,465	34,786	

支出の部	項目	4年度予算額	決算額	残額	備考
	総務費	1,169,679	768,524	401,155	
	合計	1,169,679	768,524	401,155	

支出内訳	項目	4年度予算額	決算額	残額	備考
総務費	卒業記念費	120,000	107,392	12,608	コサージュ、卒業印鑑代
	慶弔費	30,000	0	30,000	
	生徒会本部費	100,000	66,000	34,000	LINE公式アカウント代
	体育祭費 (スポーツデイ含む)	100,000	41,230	58,770	参加賞、景品代
	文化祭費	30,000	5,261	24,739	色画用紙代等
	離任式費	30,000	6,000	24,000	花束代
	機器・備品使用費	100,000	85,570	14,430	ノートパソコンキャビネット代等
	生徒活動記録備品費	250,000	159,311	90,689	生徒会用PC等
	環境整備費	200,000	97,760	102,240	掃除機代
	開設10周年記念事業費	200,000	200,000	0	後援会特別会計へ繰り出し
	予備費	9,679	0	9,679	
	合計	1,169,679	768,524	401,155	

収支差引 収入－支出決算＝差引残高 は次年度の繰越金となります。

今年度収支差引 435,941 円

監査報告書

上記のとおり適正に処理されていることを認めます。

令和5年4月30日

会計監査 _____ 印

会計監査 _____ 印

第3号議案

令和5年度 通信制生徒会行事予定(案)

4月30日 (日) 生徒総会

10月28日 (土) スポーツデイ

11月4日～12月3日 文化発表月間

10月21・22日 生徒会改選

3月 3日 (土) 第10回卒業証書授与式(生徒会役員出席、卒業記念品)

3月24日 (日) 離任式(離任者への花束贈呈)

第4号議案

令和5年度 通信制生徒会会計予算(案)

(令和5.4.1~令和6.3.31)

△:減額(単位:円)

収入の部	項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
	前年度繰越金	435,941	842,059	△406,118	前年度からの繰り越し
	生徒会費	352,800	327,600	25,200	@3,600×98名
	雑収入	10	20	△10	預金利息等
	合計	788,751	1,169,679	△380,928	

支出の部	項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
	総務費	788,751	1,169,679	△380,928	
	合計	788,751	1,169,679	△380,928	

支出内訳	項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
総務費	卒業記念費	140,000	120,000	20,000	卒業記念品代
	慶弔費	20,000	30,000	△10,000	
	生徒会本部費	70,000	100,000	△30,000	生徒会本部経費
	体育祭費(スポーツデイ含む)	40,000	100,000	△60,000	スポーツデイ補助
	文化祭費	20,000	30,000	△10,000	文化祭補助
	離任式費	20,000	30,000	△10,000	離任式補助
	機器・備品使用費	30,000	100,000	△70,000	機器・備品使用補助
	生徒活動記録備品費	200,000	250,000	△50,000	生徒活動記録備品購入補助
	環境整備費	40,000	200,000	△160,000	環境充実補助
	開設10周年記念事業費	200,000	200,000	0	後援会特別会計へ繰り出し
	予備費	8,751	9,679	△928	
	合計	788,751	1,169,679	△380,928	

第5号議案

敬愛大学八日市場高等学校通信制生徒会会則 改正案

前文 私達敬愛大学八日市場高等学校通信制の課程の生徒は生徒会の活動を規律化し、自治を図る目的をもって、ここに生徒会の会則を制定する。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、これを敬愛大学八日市場高等学校通信制の課程生徒会と称する。

(目的)

第2条 本会は、敬愛大学八日市場高等学校の建学の精神である「敬天愛人」に基づき自治的活動を通し、高校教育の目的を実現する資質を体得することを目的とする。

(構成)

第3条 敬愛大学八日市場高等学校通信制の課程に在籍する生徒全員（聴講生を除く）をもって組織する。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 文化・体育的な活動
- (2) その他

(会費)

第5条 会員は、会費納入の義務を負う。

(校長の承認)

第6条 議決された事項は、校長の承認を経て、これを行う。

第2章 機関

(機関)

第7条 本会は、次の機関をおく。

- 1 生徒総会 会則の変更、予算・決算の承認、役員承認、その他重要事項を審議する。
- 2 評議委員会 役員、評議委員をもって構成し、総会に提出する議案やその他の生徒会活動について審議する。
- 3 ホームルーム会 ホームルーム会員をもって構成し、評議委員会に提出する議案やホームルーム活動について協議する。
- 4 臨時総会 役員会及び評議委員会が必要と認めるとき、開催することが出来る。

(執行機関)

第8条 本会は、次の執行機関をおく。

- 1 役員会 役員をもって構成し、年3回以上開催する。
- 2 特別委員会 会長が必要と認めた場合に、評議委員会を経て、各種の特別委員会を設置することができる。

第9条 総会は、年1回会長が召集する。

会長は、その開催を一週間前までに通知する。ただし、臨時総会はこの限りではない。

第10条 総会及び臨時総会は、会員の5分の1（委任状を含む）以上の出席をもって成立する。

第11条 本会のすべての機関は、出席者の過半数（会則の変更は3分の2以上）をもって議事を可決し、可否同数の場合は議長が決定する。また、生徒会のすべての議決は、特別な定めがない限りこれに準ずる。

第12条 総会の議長及び副議長は、構成員の中から選出する。

第13条 会長は、必要に応じ評議委員会を召集することができる。

第14条 評議委員会は、全評議委員の3分の2の出席で成立する。

第15条 議長及び副議長は会長、副会長が兼ねることができる。

第3章 評議委員及び役員

(評議委員)

第16条 評議委員は、ホームルーム会より2名選出し、ホームルーム会の運営にあたる。

(役員等)

第17条 本会に、次の役員をおく。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 書記 | 2名 |
| (4) 会計 | 2名 |

第18条 役員は選挙で選出し、任期は1年とする。

第19条 役員選出により欠員となった評議委員は、ホームルーム会より補充する。

第20条 会長は、本会を代表し、その運営にあたる。

第21条 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その代理を務める。

第22条 書記は、本会の庶務を担当する。総会、役員会、評議委員会の議事録の作成・管理・広報等を行う。

第23条 会計は、本会の会計を担当する。

(会計監査)

第24条 本会に2名の会計監査をおく。

第25条 会計監査は、会員の中から2名を選出し、
本会の会計に関する監査を行う。

第4章 ホームルーム会

(ホームルーム会)

第26条 ホームルーム会は、ホームルーム全員によ
って構成され、各ホームルームの意志を決定する。

第27条 ホームルーム会は、評議委員を選出する。

第5章 顧問

(顧問)

第28条 本会には顧問教諭を校長の委嘱のもと若干
名おく。

第29条 顧問は、各会に出席し、助言を与えること
ができる。

第6章 選挙規定

(選挙管理委員会)

第30条 選挙管理委員会は、各学年より2名を選出
し、生徒会役員選挙の管理、運営にあたる。

第31条 選挙管理委員は、生徒会役員に立候補する
ことが出来ない。

(選挙権)

第32条 会員は、本会役員の選挙権及び被選挙権を
有する。

(投票権)

第33条 投票権は全会員が有する。

(投票)

第34条 投票は全て選挙管理委員会が定めた場所
において行う。

第35条 投票の形式は、その都度選挙管理委員会に
て定める。

(開票)

第36条 開票は選挙管理委員会の定められた場所
に於いて行う。

第37条 開票は投票締め切り後直ちに行うことを原
則とする。

第38条 開票は選挙管理委員会が開票する。

第39条 開票の結果はすみやかに全会員に知らせ
る。

(当選)

第40条 最高投票数をもって当選者とする。また立
候補者が既定の人数と同数の場合、2分の1以上
の信任をもって決定とする。

(選挙違反)

第41条 選挙に関し次に該当するものは違反にす
る。

- 1.署名の強要
- 2.個人訪問
- 3.他の立候補者への妨害

第7章 会計

(会計)

第42条 本会の会計は、会費、その他の収入をもっ
てあてる。

第43条 本会の会費は、月額300円とし、入学時
及び各年度の初めに一括して納入する。

第44条 会計年度は、4月1日より翌年3月31日
迄とする。

第8章 慶弔規定

(慶弔規定)

第45条 会員の死亡の場合、5,000円を贈り弔意を表
す。

第46条 会員に災難(火災)があった時は、3,000
円の見舞金を贈る。

第47条 職員が転退職したときは、花束を贈る。

第9章 改正

(改正)

第48条 会則の改正は、生徒総会の3分の2以上の
賛成を得なければならない。

附則

(施行)

1 本会会則は、平成26年4月1日より施行する。

2 本会会則は、平成28年4月1日より施行する

旧	備考	新
<p style="text-align: center;">敬愛大学八日市場高等学校通信制生徒会会則</p> <p>前文 私達敬愛大学八日市場高等学校通信制の課程の生徒は生徒会の活動を規律化し、自治を図る目的をもって、ここに生徒会の会則を制定する。</p> <p>第1章 総則 (名称)</p> <p>第1条 本会は、これを敬愛大学八日市場高等学校通信制の課程生徒会と称する。 (目的)</p> <p>第2条 本会は、敬愛大学八日市場高等学校の建学の精神である「敬天愛人」に基づき自治的活動を通し、高校教育の目的を実現する資質を体得することを目的とする。 (構成)</p> <p>第3条 敬愛大学八日市場高等学校通信制の課程に在籍する生徒全員（聴講生を除く）をもって組織する。 (活動)</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。 (1) 文化・体育的な活動 (2) その他 (会費)</p> <p>第5条 会員は、会費納入の義務を負う。 (校長の承認)</p> <p>第6条 議決された事項は、校長の承認を経て、これを行う。</p> <p>第2章 機関 (機関)</p> <p>第7条 本会は、次の機関をおく。 1 生徒総会 会則の変更、予算・決算の承認、役員承認、その他重要事項を審議する。 2 評議委員会 役員、評議委員をもって構成し、総会に提出する議案やその他の生徒会活動について審議する。 3 ホームルーム会 ホームルーム会員をもって構成し、評議委員会に提出する議案やホームルーム活動について協議する。 4 臨時総会 役員会及び評議委員会が必要と認めるとき、開催することが出来る。 (執行機関)</p> <p>第8条 本会は、次の執行機関をおく。 1 役員会 役員をもって構成し、年3回以上開催する。 2 特別委員会 会長が必要と認められた場合に、評議委員会を経て、各種の特別委員会を設置することができる。</p> <p>第9条 総会は、年1回会長が召集する。 会長は、その開催を一週間前までに通知する。ただし、臨時総会はこの限りではない。</p> <p>第10条 総会及び臨時総会は、会員の5分の1（委任状を含む）以上の出席をもって成立する。</p> <p>第11条 本会のすべての機関は、出席者の過半数（会則の変更は3分の2以上）をもって議事を可決し、可否同数の場合は議長が決定する。また、生徒会のすべての議決は、特別な定めがない限りこれに準ずる。</p> <p>第12条 総会の議長及び副議長は、構成員の中から選出する。</p> <p>第13条 会長は、必要に応じ評議委員会を召集することができる。</p>		<p style="text-align: center;">敬愛大学八日市場高等学校通信制生徒会会則（案）</p> <p>前文 私達敬愛大学八日市場高等学校通信制の課程の生徒は生徒会の活動を規律化し、自治を図る目的をもって、ここに生徒会の会則を制定する。</p> <p>第1章 総則 (名称)</p> <p>第1条 本会は、これを敬愛大学八日市場高等学校通信制の課程生徒会と称する。 (目的)</p> <p>第2条 本会は、敬愛大学八日市場高等学校の建学の精神である「敬天愛人」に基づき自治的活動を通し、高校教育の目的を実現する資質を体得することを目的とする。 (構成)</p> <p>第3条 敬愛大学八日市場高等学校通信制の課程に在籍する生徒全員（聴講生を除く）をもって組織する。 (活動)</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。 (1) 文化・体育的な活動 (2) その他 (会費)</p> <p>第5条 会員は、会費納入の義務を負う。 (校長の承認)</p> <p>第6条 議決された事項は、校長の承認を経て、これを行う。</p> <p>第2章 機関 (機関)</p> <p>第7条 本会は、次の機関をおく。 1 生徒総会 会則の変更、予算・決算の承認、役員承認、その他重要事項を審議する。 2 評議委員会 役員、評議委員をもって構成し、総会に提出する議案やその他の生徒会活動について審議する。 3 ホームルーム会 ホームルーム会員をもって構成し、評議委員会に提出する議案やホームルーム活動について協議する。 4 臨時総会 役員会及び評議委員会が必要と認めるとき、開催することが出来る。 (執行機関)</p> <p>第8条 本会は、次の執行機関をおく。 1 役員会 役員をもって構成し、年3回以上開催する。 2 特別委員会 会長が必要と認められた場合に、評議委員会を経て、各種の特別委員会を設置することができる。</p> <p>第9条 総会は、年1回会長が召集する。 会長は、その開催を一週間前までに通知する。ただし、臨時総会はこの限りではない。</p> <p>第10条 総会及び臨時総会は、会員の5分の1（委任状を含む）以上の出席をもって成立する。</p> <p>第11条 本会のすべての機関は、出席者の過半数（会則の変更は3分の2以上）をもって議事を可決し、可否同数の場合は議長が決定する。また、生徒会のすべての議決は、特別な定めがない限りこれに準ずる。</p> <p>第12条 総会の議長及び副議長は、構成員の中から選出する。</p> <p>第13条 会長は、必要に応じ評議委員会を召集することができる。</p>

第14条 評議委員会は、全評議委員の3分の2の出席で成立する。

第15条 議長及び副議長は会長、副会長が兼ねることができる。

第3章 評議委員及び役員

(評議委員)

第16条 評議委員は、ホームルーム会より2～3名程度選出し、ホームルーム会の運営にあたる。

(役員等)

第17条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名

第18条 役員は、選挙により選出し、任期は1年とする。

第19条 役員選出により欠員となった評議委員は、ホームルーム会より補充する。

第20条 会長は、本会を代表し、その運営にあたる。

第21条 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その代理を務める。

第22条 書記は、本会の庶務を担当する。総会、役員会、評議委員会の議事録の作成・管理・広報等を行う。

第23条 会計は、本会の会計を担当する。

(会計監査)

第24条 本会に2名の会計監査をおく。

第25条 会計監査は、会員の中から2名を選出し、本会の会計に関する監査を行う。

第4章 ホームルーム会

(ホームルーム会)

第26条 ホームルーム会は、ホームルーム全員によって構成され、各ホームルームの意志を決定する。

第27条 ホームルーム会は、評議委員、**常任委員**を選出する。

第5章 顧問

(顧問)

第28条 本会には顧問教諭を校長の委嘱のもと若干名おく。

第29条 顧問は、各会に出席し、助言を与えることができる。

第6章 選挙権及び役員の承認

(選挙権)

第30条 会員は、本会役員の選挙権及び被選挙権を有する。

(役員の承認)

第31条 役員の承認は、総会において行われる。

第14条 評議委員会は、全評議委員の3分の2の出席で成立する。

第15条 議長及び副議長は会長、副会長が兼ねることができる。

第3章 評議委員及び役員

(評議委員)

第16条 評議委員は、ホームルーム会より2名選出し、ホームルーム会の運営にあたる。

(役員等)

第17条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名

第18条 役員は、選挙で選出し、任期は1年とする。

第19条 役員選出により欠員となった評議委員は、ホームルーム会より補充する。

第20条 会長は、本会を代表し、その運営にあたる。

第21条 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その代理を務める。

第22条 書記は、本会の庶務を担当する。総会、役員会、評議委員会の議事録の作成・管理・広報等を行う。

第23条 会計は、本会の会計を担当する。

(会計監査)

第24条 本会に2名の会計監査をおく。

第25条 会計監査は、会員の中から2名を選出し、本会の会計に関する監査を行う。

第4章 ホームルーム会

(ホームルーム会)

第26条 ホームルーム会は、ホームルーム全員によって構成され、各ホームルームの意志を決定する。

第27条 ホームルーム会は、評議委員を選出する。

変更

第5章 顧問

(顧問)

第28条 本会には顧問教諭を校長の委嘱のもと若干名おく。

第29条 顧問は、各会に出席し、助言を与えることができる。

変更

第6章 選挙規定

追加

(選挙管理委員会)

第30条 選挙管理委員会は、各学年より2名を選出し、生徒会役員選挙の管理、運営にあたる。

第31条 選挙管理委員は、生徒会役員に立候補することが出来ない。

(選挙権)

第32条 会員は、本会役員の選挙権及び被選挙権を有する。

削除

追加

(投票権)

第33条 投票権は全会員が有する。

(投票)

第7章 会 計
(会 計)
第32条 本会の会計は、会費、その他の収入をもってあてる。
第33条 本会の会費は、月額300円とし、入学時及び各年度の初めに一括して納入する。
第34条 会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第8章 慶弔規定
(慶弔規定)
第35条 会員の死亡の場合、5,000円を贈り弔意を表す。
第36条 会員に災難(火災)があった時は、3,000円の見舞金を贈る。
第37条 職員が転退職したときは、花束を贈る。

第9章 改 正
(改 正)
第38条 会則の改正は、生徒総会の3分の2以上の賛成を得なければならない。
第39条 改正の原案は、評議委員会が作成する。

第10章 附 則
(施 行)
第40条 本会会則は、平成26年4月1日より施行する。
2 本会会則は、平成28年4月1日より施行する。

追加

第34条 投票は全て選挙管理委員会が定めた場所において行う。
第35条 投票の形式は、その都度選挙管理委員会にて定める。
(開 票)
第36条 開票は選挙管理委員会の定められた場所に於いて行う。
第37条 開票は投票締め切り後直ちに行うことを原則とする。
第38条 開票は選挙管理委員会が開票する。
第39条 開票の結果はすみやかに全会員に知らせる。
(当 選)
第40条 最高投票数をもって当選者とする。また立候補者が既定の人数と同数の場合、2分の1以上の信任をもって決定とする。
(選 挙 違 反)
第41条 選挙に関し次に該当するものは違反にする。
1.署名の強要
2.個人訪問
3.他の立候補者への妨害

第7章 会 計
(会 計)

第42条 本会の会計は、会費、その他の収入をもってあてる。
第43条 本会の会費は、月額300円とし、入学時及び各年度の初めに一括して納入する。
第44条 会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第8章 慶弔規定
(慶弔規定)

第45条 会員の死亡の場合、5,000円を贈り弔意を表す。
第46条 会員に災難(火災)があった時は、3,000円の見舞金を贈る。
第47条 職員が転退職したときは、花束を贈る。

第9章 改 正
(改 正)

第48条 会則の改正は、生徒総会の3分の2以上の賛成を得なければならない。

削除

変更

附 則

(施 行)
1 本会会則は、平成26年4月1日より施行する。
2 本会会則は、平成28年4月1日より施行する